

マイナンバー通知まであと1年！

人事・総務
ご担当者様必見!!

マイナンバー制度と 企業の実務対応

マイナンバー制度開始に向け 今、何をすべきか？

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）とは、社会保障・税一体改革や電子行政の基盤となる制度で、2015年10月には「マイナンバー」が各市町村から全国民に通知され、2016年1月からは社会保障・税・災害対策などで利用されるようになります。それに伴い、企業でも納税や社会保険関係手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となり、スムーズな実務を行うためにも事前の対応準備が必要です。

当説明会では、富士通総研経済研究所より榎並利博主席研究員をお招きし、マイナンバー制度の概要や企業が対応すべき事項等について、わかり易く説明して頂きます。

ご多忙中とは存じますが、是非ご参加賜りますようお願い申し上げます。

●日 時 **平成27年1月19日（月）13:30～15:30**

●会 場 **会津若松商工会議所・会議室**

●定 員 **50名**

●受講料 **会員：無料 非会員：1,000円**

●講 師 **富士通総研経済研究所 主席研究員
榎並利博氏**

2015年10月からマイナンバーが本人へ通知されます。企業では源泉徴収や社会保険など各種申告にマイナンバーが必要になりますので、従業員、パート社員、アルバイトから集めないといけません。中小企業はもちろん、アルバイトを雇っている個人事業主も対象になります。

マイナンバーは個人より行政側のメリットが多くなりますが、長い目でみれば効率化で行政コストが減少し、結果的に国民負担が減るので個人にもメリットとなります。

【お申込み・お問い合わせ】

下記申込書を記載のうえ、電話又はファクスで当所へお申込みください。

会津若松商工会議所 総務課 斎藤 TEL0242-27-1212 FAX0242-27-1207

マイナンバー制度と企業の実務対応 参加申込書

平成 年 月 日

事業所名	会 員 ・ 非会員 （どちらかに○をお付け下さい）		
所在地	業 種		
電 話	ファックス		
受講者①	受講者②		

※申し込みは先着順、定員になり次第、締め切らせて頂きます。

※ご記入いただいた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する場合があります。